

# 大野市女性U・Iターン就職者応援補助金交付要綱

(令和2年4月1日告示第142号)

改正 令和3年3月25日告示第76号

(趣旨)

第1条 この要綱は、市外に居住する女性の市内企業への就職及び市内への移住を促進するための事業に対し補助金を交付することについて、大野市補助金等交付規則（昭和57年規則第3号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 移住 大野市以外の市区町村に居住していた者が、永住の意思をもって大野市に転入し、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の規定に基づき大野市の住民基本台帳に記録され、かつ、生活の本拠を大野市に置くことをいう。
- (2) U・Iターン就職 移住し、市長が指定する事業所に新たに正規雇用の従業員として採用され、市内の事業所又は市内に本社のある事業所に勤務することをいう。
- (3) 引越し 貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）に基づく許可を受けた事業者を利用し、生活の拠点を大野市に移すことをいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当するものとする。ただし、補助金の交付は一の対象者当たり1回を限度とする。

- (1) U・Iターン就職をする者又はU・Iターン就職を予定している者であること。
- (2) 申請日から起算して過去2年以内に市内に住民登録を有していないこと。
- (3) 引越しをする日が属する年度の4月1日において、満18歳から満35歳までの女性であること。

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費は、引越しにかかる経費とする。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、次の表に掲げる区分に応じ定める額とする。

区分	補助率	上限
大野市以外の福井県内の市町からの引越し	かかった経費の 1 / 2 以内	30,000円
単身での県外からの引越し	かかった経費の 2 / 3 以内	100,000円
世帯(2人以上)での県外からの引越し	かかった経費の 2 / 3 以内	300,000円

(補助金の申請)

第6条 補助対象者が補助金の交付を受けようとするときは、大野市女性U・Iターン就職者応援補助金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 補助対象者の年齢及び現住所が確認できるもの
- (2) 補助対象者と同一の世帯に属する者の現住所及び交付希望者との関係が確認できるもの(世帯での県外からの引越し)
- (3) 引越し費用の見積書の写し
- (4) 市内企業に正規雇用従業員として採用されることが確認できるもの
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(補助金の交付決定等)

第7条 市長は、前条の規定により提出された申請書の内容を審査のうえ、適当と認めるときは、補助金の交付の決定を行うものとする。

2 市長は、交付を決定したときは、大野市女性U・Iターン就職者応援補助金交付決定通知書(様式第2号)により、補助金の交付決定を受けた者(以下「補助事業者」という。)に通知するものとする。

3 市長は、第1項の規定による審査の結果、申請書の内容が適当でないと認めるときは、補助金の不交付の決定を行い、大野市女性U・Iターン就職者応援補助金不交付決定通知書(様式第3号)により、補助対象者に通知するものとする。

(申請の撤回)

第8条 交付希望者は、交付申請後に申請を取り下げようとするときは、遅滞なく、

その旨を記載した書面を市長に提出しなければならない。

(実績報告書の提出)

第9条 補助事業者は、第7条に規定する交付決定を受けた引越しが完了した日から起算して60日以内に大野市女性U・Iターン就職者応援補助金実績報告書(様式第4号)に、その他必要な書類を添付して市長に提出しなければならない。

(補助金の請求書の提出)

第10条 第7条第2項の規定により交付の決定の通知を受けた補助事業者は、速やかに交付決定通知書の写しを添えて大野市女性U・Iターン就職者応援補助金請求書(様式第5号)を提出しなければならない。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、令和5年3月31日限り、その効力を失う。

附 則 (令和3年告示第76号)

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

様式第1号（第6条関係）

大野市長 様

申請者

住所

氏名

電話番号

メールアドレス

生年月日

最終学歴卒業年月

大野市女性U・Iターン就職者応援補助金交付申請書

大野市女性U・Iターン就職者応援補助金交付要綱第6条に基づき、関係書類を添えて補助金の交付を申請します。

1 申請区分

区分	補助率	上限	いずれかに○
大野市以外の福井県内の市町からの引越し	かかった経費の 1 / 2 以内	30,000円	
単身での県外からの引越し	かかった経費の 2 / 3 以内	100,000円	
世帯（2人以上）での県外からの引越し	かかった経費の 2 / 3 以内	300,000円	

2 申請内容及び算出基礎 裏面のとおり

【申請内容及び算出基礎】

(1) 転入予定住所

大野市
-----

(2) 転入前住所

都 道 府 県	市 区 町 村
---------	---------

(3) 引越しにかかる経費等

日付	引越し業者名	見積額 (円) (①)	申請額 (②)
年 月 日			

(4) 補助金額の算出

① \_\_\_\_\_ 円 × \_\_\_\_\_ / \_\_\_\_\_ (補助率) = ② \_\_\_\_\_ 円

(1,000円未満切捨て)

添付書類

- (1) 申請者の年齢及び現住所がわかるもの
- (2) 申請者以外の現住所及び申請者との関係がわかるもの (単身以外の場合)
- (3) 引越し費用の見積書の写し
- (4) 市内企業に正規雇用従業員として採用されることがわかるもの
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

様式第 2 号（第 7 条関係）

大野市指令 第 号

住 所

氏 名

大野市女性U・Iターン就職者応援補助金交付決定通知書

年 月 日付けで交付申請のありました大野市女性U・Iターン就職者応援補助金について、大野市女性U・Iターン就職者応援補助金交付要綱第7条の規定により、下記のとおり交付します。

年 月 日

大野市長

記

1 交付決定額 金 円

年 月 日

様

大野市長

大野市女性U・Iターン就職者応援補助金不交付決定通知書

年 月 日付けで交付申請のありました大野市女性U・Iターン就職者応援補助金について、審査の結果、交付対象者に決定しなかったので通知します。

様式第4号（第8条関係）

大野市長 様

申請者

住所

氏名

電話番号

大野市女性U・Iターン就職者応援補助金実績報告書

大野市女性U・Iターン就職者応援補助金交付要綱第6条の規定に基づき、引越しが完了しましたので、下記のとおり関係書類を添えて報告します。

1 実績

引越し完了日	年 月 日
引越し先住所	
引越し業者名	
引越し経費	

（添付資料）

- ・ 現住所がわかるもの（世帯全員）
- ・ 引越し費用の領収書の写し



様式第5号（第9条関係）

大野市長 様

申請者

住所

氏名フリガナ

電話番号

大野市女性U・Iターン就職者応援補助金請求書

年 月 日付け大野市指令 第 号の交付決定に基づき、大野市女性U・Iターン就職者応援補助金について、下記のとおり請求します。

1 請求額 金 \_\_\_\_\_ 円

2 振込先

金融機関名		
口座番号	普通・当座	No.
(フリガナ)		
名 義		